

事務連絡
平成30年4月20日

各

都道府県
指定都市
中核市

 小児慢性特定疾病対策担当課 御中

厚生労働省健康局難病対策課
小児慢性特定疾病係

小児慢性特定疾病の追加について

小児慢性特定疾病対策の推進については、平素から格別の御協力を頂き厚く御礼申し上げます。

さて、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する小児慢性特定疾病については、平成30年3月19日付け厚生労働省告示第60号のとおり追加され、4月1日より適用されました。

つきましては、別紙のとおり追加した疾病の一覧を送付いたしますので、管内の医療機関等への周知の際に適宜ご活用いただきますよう宜しくお願いいたします。

【担当】

厚生労働省健康局難病対策課

小児慢性特定疾病係 重松、草場

TEL：03-5253-1111（内7937）

E-mail：shouman@mhlw.go.jp